

産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成25年度)

平成 26年 6月 1日

岡 山 市 長 様

報告者 〒700-0956  
 住 所 岡山市南区当新田444番地7  
 氏 名 八晃産業株式会社 代表取締役 八田 勉  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 086-245-4334



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、25年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業種	85廃棄物処理業	
事業場の所在地										
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	廃プラスチック	579	102	8310037900	八晃産業(株)	岡山市南区 当新田443-1	3321005026	(株)衛生センター		
2	木くず	10	14	8310037900	同上	同上	3321005026	同上		
3	汚泥	58	87	8310037900	同上	同上	3321005026	同上		
4	金属くず	2	4	8310037900	同上	岡山市中区 新築港1-14	8320003245	平林金属(株)		

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月29日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。



産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成24年度)

平成 25年 6月 1日

岡 山 市 長 様

報告者 〒700-0956  
 住 所 岡山市南区当新田444-7  
 氏 名 八晃産業株式会社 代表取締役 八田 勉  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 086-245-4334



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、24年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		八晃産業(株)					業種	廃棄物処理業		
事業場の所在地		岡山市南区当新田444番地7					電話番号	086-245-4334		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	廃プラスチック	165	19	8310037900	八晃産業(株)	岡山市南区当新田443-1	3321005026	(株)衛生センター		
2	木くず	23.3	3	8310037900	同上	同上	3321005026	同上		
3	紙くず	8	1	8310037900	同上	同上	3321005026	同上		
4	汚泥	12.9	17	8310037900	同上	同上	3321005026	同上		

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月29日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。



産業廃棄物管理票交付等状況報告書 (平成23年度)

平成 24年 6月 1日

岡 山 市 長 様

報告者 〽700-0956  
 住 所 岡山市南区福吉町31-24  
 氏 名 八晃産業株式会社 代表取締役 八田 勉  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 086-245-4334



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、23年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		当新田営業所					業種	廃棄物処理業		
事業場の所在地		岡山市南区当新田444番地7					電話番号	086-245-4334		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	汚泥	94.6	11	8310037900	八晃産業(株)	岡山市東区 下阿知332番地	8330037900	八晃産業(株)		
2	廃プラスチック	1.05	16	8310037900	同上	岡山市南区 当新田443-1	3321005026	(株)衛生センター		
3	木くず	0.2	4	8310037900	同上	同上	3321005026	同上		
4	ガラスくず	0.19	1	8310037900	同上	同上	3321005026	同上		

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月29日までに提出すること。
- 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。



## 特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書 (25年度)

平成25年10月17日

岡山市長 高谷茂男 殿

報告者

住所 岡山市南区当新田444-7

氏名 八晃産業株式会社

代表取締役 八田 勉

電話 086-245-4334



平成25年度の特定産業廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の5において準用する同令第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	平成23年4月14日	許可番号第8330037900号
設置の場所	岡山市東区下阿知332外9筆	
埋立処分開始年月	平成3年3月	
埋立処分終了予定年月	平成44年3月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	別紙のとおり	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された産業廃棄物の数量	20,844.5m <sup>3</sup>	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された産業廃棄物の量	333.6m <sup>3</sup>	前年度4月～9月 270.0m <sup>3</sup>
		前年度4月～3月 670.2m <sup>3</sup>
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	別紙のとおり	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎概要	別紙のとおり	
※事務処理欄		
備考	放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとする同令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	

## 特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書 (24年度)

平成24年10月20日

岡山市長 高谷茂男 殿

報告者

住所 岡山市南区橋吉町31番24号

氏名 八晃産業株式会社

代表取締役 八田 勉

電話 086-245-4334



平成19年度の特定産業廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の5において準用する同令第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	平成23年4月14日	許可番号第8330037900号
設置の場所	岡山市東区下阿知332外9筆	
埋立処分開始年月	平成3年3月	
埋立処分終了予定年月	平成44年3月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	別紙のとおり	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された産業廃棄物の数量	20,174.3m <sup>3</sup>	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された産業廃棄物の量	270m <sup>3</sup>	前年度4月～9月 208.5m <sup>3</sup>
		前年度4月～3月 630.3m <sup>3</sup>
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	別紙のとおり	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎概要	別紙のとおり	
※事務処理欄		
備考	放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとする同令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	



特定産業廃棄物最終処分場状況等報告書 (26年度)

平成26年10月28日

岡山市長 大森 雅夫 殿

報告者

住所 岡山市南区当新田444-7

氏名 八晃産業株式会社

代表取締役 八田 勉

電話 086-245-4334



平成25年度の特定産業廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の5において準用する同令第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	平成23年4月14日	許可番号第8330037900号
設置の場所	岡山市東区下阿知332外9筆	
埋立処分開始年月	平成3年3月	
埋立処分終了予定年月	平成44年3月	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	別紙のとおり	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された産業廃棄物の数量	21,774.6m <sup>3</sup>	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された産業廃棄物の量	334.6m <sup>3</sup>	前年度4月～9月 333.6m <sup>3</sup>
		前年度4月～3月 668.2m <sup>3</sup>
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	別紙のとおり	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎概要	別紙のとおり	
※事務処理欄		
備考	放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第2項第3号の規定によりその例によることとする同令第1条第2項第14号ハ及びガイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。	